

自治会・町内会の法人化

認可地縁団体制度ハンドブック

（令和 8 年 10 月一部改訂版）

取手市

目 次

I 制度の概要

- 1 地縁による団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的・・・・・・・・ 1
- 3 認可地縁団体になることのメリットと義務・・・・・・・・ 2

II 認可申請の手続き

- 1 申請できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 認可手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 認可申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 認可後の手続き

- 1 認可地縁団体の印鑑登録（必要な場合）・・・・・・・・ 7
- 2 認可地縁団体の告示事項証明書の交付（必要な場合）・・・・ 8
- 3 不動産等の登記（必要な場合）・・・・・・・・ 8
- 4 税関係の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV 認可後の地縁団体の運営

- 1 認可地縁団体の性質を理解する・・・・・・・・ 10
- 2 認可地縁団体にかかる納税の義務・・・・・・・・ 10

V 各種変更に伴う手続き

- 1 規約の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 代表者の変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 告示事項（代表者以外）の変更の手続き・・・・・・・・ 14
- 4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度・・・・ 15

VI 認可の取り消しと解散

- 1 認可の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 認可地縁団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- ・様式集、記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～53
- ・参考法令 地方自治法及び地方自治法施行規則 抜粋・・・・ 54～70
- ・取手市内の認可地縁団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

I 制度の概要

1 地縁による団体とは

「地縁（ちえん）による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定区域に住む住民の自主性により組織された自治会や町内会などのことを指します。

2 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的

地縁による団体は、法律上は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民の複数人名義」で不動産登記を行うほかなく、資産管理の面で以下のような様々な問題が生じる恐れがありました。

（資産管理上の問題例）

- ・名義人の一人が自治会を退会したが、変更手続きに応じてくれない。
- ・名義人の債権者により、不動産を差し押さえされてしまった。
- ・名義人の死亡後、相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、地縁団体が法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。この法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。また、令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば、法人格を取得することができるようになりました。

※なお、法人格ではありますが、株式会社やNPO法人などとは異なり、法務局への法人登記はできません。

（法務局で法人登記を行うのではなく、市の認可・告示により法人格を取得します）

認可前	市の認可・告示により 認可後
<u>地縁による団体</u> ・任意団体＝法人格なし ※団体名義での資産登記等は不可 代表者名義や複数人の共有名義であることでのちのちトラブルになる可能性があった 	<u>認可地縁団体</u> ・法人格あり ※団体名義での資産登記等が可能となった

3 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として自治会や町内会が法人格を取得すると、法人名義での財産管理が可能となるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が求められるようになり、年1回の総会の開催や書類の適正な備え付け、各種変更の際の事務手続き等が継続的に必要になります。

必ず、自治会や町内会の皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

(1) メリット

- ・法律上の「任意団体」であるときに比べて、明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ・法律行為の主体として、法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。(会員個人の資産と、法人の資産が明確に分けて管理されるようになります)
- ・会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人に継続されます。
- ・自治会や町内会が所有している不動産について、登記名義人や相続人の一部の所在がわからない場合でも、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体名義への所有権の移転登記ができる特例制度を利用できます。

(2) 義務

- ・年1回の通常総会の開催が義務化されます。
- ・毎年、その年の最新版の資産目録を1月から3月までの間に作成し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。また、常に最新版の構成員(会員)名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。
- ・特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・納税の義務が明確化されます。
- ・地方自治法に沿った適正な運営が必須になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。認可前と比べ、総会の議決や市への届出など、法令に基づく手続きが必要となります
- ・代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度、市役所への届け出や認証申請を行う必要があります。
- ・破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。

※同一市町村内の認可地縁団体同士の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日からは、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

合併を検討する場合には、市役所市民協働課へご相談ください。

Ⅱ 認可申請の手続き

1 申請できる団体

申請できる団体は、区域の全住民が加入することができる自治会や町内会等に限られます。
以下のようなケースは、申請することができません。

(申請できない例)

例	申請対象外となる理由
スポーツ団体、文化活動団体、市民活動団体、ボランティア活動団体など	<u>特定の活動を目的とした団体であり、地域活動を円滑に行うための地縁による団体ではないため</u>
青年会や婦人会、老人会、商店会、営農組織など	<u>住所以外に性別や年齢、職業などが加入の要件となる団体であるため</u>
マンションの管理組合など	<u>区分所有者であることが加入の要件となるなど、住民全員が加入することができない団体であるため</u>

2 認可の要件

以下の4項目が認可の要件です。認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可取り消しとなるのでご注意ください。

項目	要件
①目的	一般的な自治会・町内会活動として、住民相互の連絡、環境の整備、防災・防犯、集会施設の管理など、 <u>良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動を目的とし、実際に行っていること。</u> ※スポーツや文化活動など、特定の分野を目的とした活動は該当しません。
②区域	<u>自治会・町内会の区域が客観的に明らかで、この区域で相当の期間にわたって存続していること。</u> ※他の自治会と区域が重なったり、境界が不明瞭であってははいけません。
③構成員	区域内の <u>全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の住民が加入していること。</u> ※年齢、性別等を問わず、その区域内に居住するすべての個人が対象ですので、 <u>世帯単位ではなく、個人名での構成員名簿が必要になります。</u> ※相当数の住民とは、一般的に <u>その区域の全住民の過半数</u> を指します。
④規約	法に定める事項をすべて含む規約を定めていること。 ⇒詳細は下記の「4－(2)規約」の項目を参照

3 認可手続きの流れ

(1) 事前準備（申請者）

- ・自治会、町内会で法人化の申請の是非について話し合います。
- ・（資産を保有する場合のみ）団体名義にする不動産等の所有者の把握、名義変更の同意の取得などを行います。
- ・市役所市民協働課に相談したうえで、規約案などを作成します。

(2) 総会の開催（申請者）

- ・現在の規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。
※役員会や班長会等の省略された会議での議決は無効です。必ず総会での議決が必要です。
- ※資産を保有する場合は、下記議決のほか保有（予定）資産の確定などを行います。

議決が必要な案件	総会に必要な書類
①規約の制定（もしくは改正）	認可地縁団体の規約案（もしくは改正案）
②認可申請することの議決	
③代表者の選出	
④構成員の確定	構成員名簿（自治会・町内会会員名簿など）

(3) 申請（申請者）

- ・申請書類を作成します。⇒詳細は以下の「4 認可申請に必要な書類」を参照
- ・すべて揃ったら、市役所市民協働課に提出します。

(4) 審査（市役所）

- ・提出書類の確認及び認可要件の審査を実施します。

(5) 認可・告示（市役所）

- ・市長による認可の告示を実施します。
- ・あわせて、認可地縁団体台帳に新たな団体として登録し、団体代表者に認可された旨の通知をします。これにより法人格の取得が完了し、認可地縁団体が成立します。

4 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書・・・1部

- ・申請人は代表者になります。⇒詳細は、22 ページの記載例を参照

(2) 規約・・・1部

- ・地方自治法に定める以下の事項がすべて含まれた規約であることが必要です。
- ・規約の名称について制限はありません。「〇〇自治会会則」等の名称で構いません。

必須項目	内容
①目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動を目的に定めていること。
②名称	団体の正式名称を記載。
③区域	客観的に明確であること。住所地番などのほか、河川や道路等による記載も可能。
④事務所の所在地	団体事務所の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」といった表記も可能。
⑤構成員の資格に関する事項	区域内に居住するすべての個人が加入可能で、その他の加入条件を設けていないこと。
⑥代表者に関する事項	代表者1名の設置とその職務を定めていること。代表者名称は「会長」などの表記が可能。
⑦会議に関する事項	通常総会や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること。
⑧資産に関する事項	団体が保有する（予定）資産の構成と管理方法を定めていること。

⇒詳細は 23～34 ページの「認可地縁団体 規約例と作成上の留意事項」を参照

（３）総会議事録の写し・・・１部

- ・以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印が必要です。⇒詳細は、35 ページの記載例を参照

- ①認可申請することの承認
- ②代表者の選出（申請書に記載の代表者が選出されていること）
- ③新規約の承認
- ④構成員の確定

（４）構成員名簿と区域図・・・それぞれ１部

- ・構成員（会員）全員の住所、氏名を記載した名簿が必要です。
※世帯単位ではなく、個人名での名簿になります。⇒36 ページの様式例を参照
※区域内の全住民のうち過半数が構成員（会員）になっていることが必要です。
※名簿は、既存の町会会員名簿（ただし個人名での名簿に限ります）があれば、それで代用可能です。
※日付は申請日もしくはそれ以前の日付になります。
- ・区域図は、自治会・町内会の区域が明確にわかる地図であれば、特段の指定はありません。

（５）前年度の事業報告書、決算書・・・１部

- ・直近の総会資料などで作成した、自治会・町内会の事業報告書と決算書で構いません。

(6) 地縁による団体の代表者の承諾書・・・1部

- ・申請書に記載の代表者が署名してください。

※日付は申請日もしくはそれ以前の日付になります。

⇒詳細は、37 ページの記載例を参照

(7) 代理人の有無・・・1部

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。

- ・地方自治法第260条の8による代理人および、第260条の10による特別代理人が選任されている場合は、「有」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。

それ以外の場合は「無」を選択してください。

⇒詳細は、38 ページの記載例を参照

(8) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無・・・1部

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。

- ・裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無」を選択してください。

⇒詳細は、39 ページの記載例を参照



Ⅲ 認可後の手続き

Ⅰ 認可地縁団体の印鑑登録（必要な場合）

認可地縁団体は、団体名義での法人印の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

なお、すべての認可地縁団体に印鑑登録が必要なわけではありません。

【認可地縁団体が必要となる主な手続き】

（例１）不動産の登記手続き（変更登記、表示登記、保存登記）など

（例２）認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など



（１） 認可地縁団体の新規印鑑登録について

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地縁団体印鑑登録申請書 ⇒40 ページの様式を参照 ②認可地縁団体の印鑑 ※以下の印鑑は登録できません。 ・ゴム印等の変形しやすいもの ・印影の大きさが8mm 四方より小さいもの、または30mm 四方より大きいもの ・印影を鮮明に表しにくいもの ・その他適当でないもの ③代表者個人の登録印鑑(個人の登録実印) ④代表者個人の印鑑登録証明書（3か月以内のもの）Ⅰ通 ⑤窓口に来庁する方の本人確認書類（※写真付きのもの） ⑥委任状（様式任意）（※代理人が手続きする場合のみ）	【申請できる人】 認可地縁団体代表者、もしくは委任を受けた代理人 【問い合わせ先】 取手市役所Ⅰ階 市民課 （電話 0297-74-2141）

（２） 認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付手続き

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ⇒41 ページの様式を参照 ②認可地縁団体の印鑑 ③交付手数料 300 円／Ⅰ通につき ④窓口に来庁する方の本人確認書類（※写真付きのもの） ⑤委任状（様式任意）（※代理人が手続きする場合のみ）	【申請できる人】 ・認可地縁団体代表者、もしくは委任状をもった代理人 【問い合わせ先】 取手市役所Ⅰ階 市民課 （電話 0297-74-2141）

2 認可地縁団体の告示事項証明書の交付（必要な場合）

認可地縁団体は、認可地縁団体台帳の写しである告示事項証明書の交付を受けることができます。告示事項証明書は、不動産登記や銀行口座の開設などで必要となる場合があります。

なお、令和8年10月1日から、代表者等の住所は告示事項証明書には原則として表示されません。ただし、代表者から申出があった場合はその本人の住所を表示した証明書の交付を受けることができます。

手続きに必要なもの		手続き先など
窓口での請求	①認可地縁団体告示事項証明書交付請求書 ⇒42 ページの様式を参照 ②交付手数料 300 円／1 通につき ※発行手続きに時間を要するため、事前に電話等で「団体名」と「交付部数」をご連絡ください。窓口ですぐにお渡しができます。	【申請できる人】 どなたでも 【問い合わせ先】 取手市役所 2 階 市民協働課 （電話 0297-74-2141）
郵送での請求	以下をすべて同封のうえ、右記の請求先に送付。 ①認可地縁団体告示事項証明書交付請求書 ⇒42 ページの様式を参照 ②交付手数料 300 円×通数分の定額小為替、現金書留、普通為替のいずれか（ <u>必ずお釣りのないように</u> ） ③証明書の送付先宛名を記入した返信用封筒 ④返信に必要な料金分の切手（ <u>貼らずに同封</u> ） ※証明書 1 通につき重さは 20g 程度ですが、請求する地縁団体によって証明書の枚数が異なります。また同封いただく封筒の紙質によっても重さが異なります。余裕をもった金額の切手を同封してください。（未使用となった切手は証明書と一緒に返却します）	【郵送の場合の請求先】 〒302-8585 取手市寺田 5139 番地 取手市役所 市民協働課

3 不動産等の登記（必要な場合）

不動産を新しく登記する場合や、団体名義に変更する場合には、法務局（水戸地方法務局取手出張所）での手続きが必要です。

登記手続きの際に必要な書類については、登記の内容によっては必要書類が異なりますので、事前に法務局にご確認ください。

【問い合わせ先】

- ・水戸地方法務局取手出張所
取手市宮和田 1784-1
電話 0297-83-0057

4 税関係の手続き

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きは、収益事業の有無などにより異なります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。また、こういった事業が収益事業に該当するかについては、10 ページⅣ-2 を参照してください。

手続き（問い合わせ）先	収益事業を行わない	収益事業を行う
（竜ヶ崎税務署） 龍ヶ崎市川原代町 1182-5 0297-66-1303	・ 不要	・ 法人設立の届出 ・ 収益事業開始の届出
（土浦県税事務所稲敷支所） 稲敷市江戸崎甲 541 029-892-6111	・ 法人設立の届出 （認可から 1 か月以内に） ・ 不動産取得税の申告 （不動産登記後に）	・ 法人設立の届出 （認可から 1 か月以内に） ・ 不動産取得税の申告 （不動産登記後に）
（取手市役所 課税課） 0297-74-2141	・ 法人設立の届出 （認可から 1 か月以内に）	・ 法人設立の届出 （認可から 1 か月以内に）



IV 認可後の地縁団体の運営

1 認可地縁団体の性質を理解する

認可の有無にかかわらず、地縁による団体の原則は「住民の自発的意思に基づく任意団体」ですが、認可を受け法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。具体的には以下のような「権利能力」を有するとともに、「義務」が発生することを、団体の構成員全員が正しく理解しておく必要があります。

(1) 権利能力

登記	不動産をはじめとする資産について、団体名義での登記、管理が可能となります。
法律行為	地域的な共同活動の範囲内において、団体名義での契約をはじめとする法律行為の主体となることが出来ます。

(2) 義務

地方自治法の規定による運営の義務	①認可を受けたことにより、市役所の監督下に置かれることはありません。従来同様に、住民相互の自主・自立した活動が必要です。 ②正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また構成員に対する不当な差別も禁止です。 ③特定の政党のために政治的な活動をすることはできません。 ④代表者が職務上与えた損害は、法人として賠償する責任を負います。 ⑤毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。 ⑥構成員名簿を備置し、変更のつど更新が義務付けられます。 ⑦年1回の通常総会の開催が義務付けられます。
納税の義務	法人として納税の義務を負います。(減免となる場合あり) ⇒以下の「2 認可地縁団体にかかる納税の義務」を参照
各種手続きの義務	規約の変更や、告示事項(代表者や事務所など)が変更になった場合など、さまざまな手続きを行う義務があります。手続きによっては、それを怠った場合、過料に処せられる場合があります。

2 認可地縁団体にかかる納税の義務

認可地縁団体は、各種税関係の法令等に基づき、法人として納税の義務を負います。なお、一部の税については、収益事業(※)を行わない場合は、申請により減免となる場合があります。

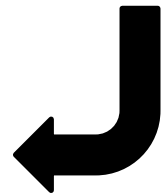
※収益事業とは・・・法人税法施行令第5条に規定する34業種

※税に関する手続きの詳細については、それぞれ下記までお問い合わせください。

		収益事業を行わない	収益事業を行う	問い合わせ先
国 税	登録免許税	課税（登記の際のみ）	課税（登記の際のみ）	①
	法人税	非課税	課税（法人所得に応じて）	②
	消費税（地方消費税を含む）		課税（年間売り上げが1000万円を超える場合など）	②
県 税	法人県民税（均等割）	課税（ただし毎年申請により減免措置あり）	課税（減免措置なし。法人所得が赤字でも課税）	③
	法人県民税（法人税割）		課税（法人所得に応じて）	③
	法人事業税	非課税	課税	③
	不動産取得税 非収益事業用（集会所など）	課税（不動産を取得した1回のみ。ただし申請により減免措置あり）	課税（不動産を取得した1回のみ。ただし申請により減免措置あり）	③
	収益事業用		課税（不動産を取得した1回のみ）	③
市 税	法人市民税（均等割）	課税（ただし毎年申請により減免措置あり）	課税（減免措置なし。法人所得が赤字でも課税）	④
	法人市民税（法人税割）		課税（法人所得に応じて）	④
	固定資産税 非収益事業用（集会所など）	課税（ただし毎年申請により減免措置あり）	課税（ただし毎年申請により減免措置あり）	④
	収益事業用		課税（減免措置なし。法人所得が赤字でも課税）	④

【問い合わせ先一覧】

- ①水戸地方法務局取手出張所 取手市宮和田1784-1 0297-83-0057
 ②竜ヶ崎税務署 龍ヶ崎市川原代町1182-5 0297-66-1303
 ③土浦県税事務所稲敷支所 稲敷市江戸崎甲541 029-892-6111
 ④取手市役所課税課 取手市寺田5139番地 0297-74-2141



V 各種変更に伴う手続き

1 規約の変更手続き

認可地縁団体の規約を変更するときは、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会で構成員総数の 3/4 以上の同意がある場合に変更ができます。

ただし、総会で変更が済んでも、規約変更認可申請を行い変更の認可を受けないと、規約の変更は有効になりません。

手続きに必要なもの	手続き先など
①規約変更認可申請書 ⇒43 ページの様式を参照 ②規約変更の内容及びその理由を記載した書類（様式任意） ⇒44 ページの記載例を参照 ③規約変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印があるもの ⇒詳細は、45 ページの記載例を参照 ④変更後の新しい規約全文	【申請できる人】 認可地縁団体の代表者 【問い合わせ先】 取手市役所 2 階 市民協働課 (電話 0297-74-2141)

2 代表者の変更の手続き

(1) 代表者変更に伴う告示事項変更届出の手続き

認可地縁団体の代表者に変更があったときは、新代表者は告示事項変更届出の手続きを行い、市が告示を行います。この変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されている代表者名は更新されません。

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示事項変更届出書 ⇒46 ページの記載例を参照 ②代表者変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印があるもの ⇒47 ページの記載例を参照 ③地縁による団体の代表者の承諾書 ⇒37 ページの記載例を参照 ・新代表者が署名してください。 ※日付は新代表者就任日（変更日）になります。 ④代理人の有無 ⇒詳細は、38 ページの記載例を参照 ・新代表者が署名又は記名してください。 ・地方自治法第 260 条の 8 による代理人および、第 260 条の 10 による特別代理人が選任されている場合は、 「有」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。	【申請できる人】 認可地縁団体の新代表者 【問い合わせ先】 取手市役所 2 階 市民協働課 (電話 0297-74-2141)

それ以外の場合は「無」を選択してください。 ⑤代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無 ⇒39 ページの記載例を参照 ・新代表者が署名又は記名してください。 ・裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無」を選択してください。	
--	--

この告示の手続きが終わると、新しい代表者名が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは、8 ページのⅢ－2 を参照してください。

(2) 旧代表者の印鑑登録廃止＆新代表者の印鑑登録手続き

前述の代表者変更に伴う告示が終了したあと、必要に応じて以下の手続きを行います。

旧代表者名の 法人印の印鑑登録が	新代表者名の印鑑登録 証明書(※)が	必要な手続き
登録されている	不要な場合	旧代表者の廃止の手続き(以下の項目 A を参照)
	必要な場合	旧代表者の廃止と新代表者の登録の手続き (14 ページの項目 B を参照)
登録されていない (または廃止済み)	不要な場合	手続き不要
	必要な場合	新代表者の登録の手続き(7 ページⅢ－1－(1)を参照)

【認可地縁団体が必要となる主な手続き】

(例1) 不動産の登記手続き(変更登記、表示登記、保存登記)など

(例2) 認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など



【A：旧代表者の廃止のみ行う場合】

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示の写し(今回の代表者変更によるもの) ②認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ⇒48 ページの様式を参照 ※旧代表者が記載・押印してください。 ③認可地縁団体の印鑑 ④委任状(様式任意)(※代表者が申請する場合) ⑤窓口に来庁する方の本人確認書類(※写真付きのもの)	【申請できる人】 認可地縁団体の旧代表者、もしくは委任を受けた代理人 【問い合わせ先】 取手市役所1階 市民課 (電話 0297-74-2141)

【B:旧代表者の廃止と新代表者の登録を行う場合】

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示の写し(今回の代表者変更によるもの) ②認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ⇒48 ページの様式を参照 ※旧代表者が記載・押印してください。 ③認可地縁団体印鑑登録申請書 ⇒40 ページの様式を参照 ④認可地縁団体の印鑑 ⑤新代表者個人の登録印鑑(個人の登録実印) ⑥新代表者個人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの) 1 通 ⑦窓口に来庁する方の本人確認書類(※写真付きのもの) ⑧委任状(様式任意)(※代表者が申請する場合) (※廃止の手続きにおける旧代表者以外の方や、登録の手続きにおける新代表者以外の方が手続きする場合のみ)	【申請できる人】 (廃止の手続き) 認可地縁団体の旧代表者、もしくは委任を受けた代理人 (登録の手続き) 認可地縁団体の新代表者、もしくは委任を受けた代理人 【問い合わせ先】 取手市役所 1 階 市民課 (電話 0297-74-2141)

旧代表者の廃止と新代表者の登録手続きが終わると、新代表者名での認可地縁団体の印鑑登録証明書の発行が可能となります。印鑑登録証明書の交付の手続きは、7 ページのⅢ－１－(2)を参照してください。

3 告示事項(代表者以外)の変更の手続き

認可地縁団体の告示事項(代表者以外の告示事項※)に変更が生じたときは、代表者は告示事項変更届出の手続きを行い、市が告示を行います。この変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されているそれらの変更事項は更新されません。なお、代表者変更と併せてその他の告示事項に変更がある場合は、1 枚の告示事項変更届出書にまとめて提出で構いません。

代表者以外の告示事項とは・・・

- ①団体名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、
 ⑤裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務執行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)、⑥代理人の有無、
 ⑦規約に解散の事由を定めたときはその事由、⑧認可年月日

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示事項変更届出書 ⇒48ページの記載例を参照 ②告示事項変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写して、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印があるもの ⇒47ページの記載例を参照	【申請できる人】 認可地縁団体の代表者 【問い合わせ先】 取手市役所2階 市民協働課 （電話 0297-74-2141）

この告示の手続きが終わると、変更事項が記載された新しい認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは、10ページのⅢ―2を参照してください。

4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が一定期間所有・占有していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て、または一部の所在がわからない場合に、所定の手続きを経て、認可地縁団体名義で所有権の保存または移転登記ができる特例制度です。

認可地縁団体が実質的に所有・占有しているにもかかわらず、登記名義人が既に亡くなった方のままとなっており、その相続人の所在が不明であることなど、全ての所有者から名義変更の同意が得ることが困難な場合に申請できます。

ただし、この特例制度は、認可地縁団体が実質的に所有する不動産について、団体からの申請により登記手続きを可能とするものです。不動産登記は、所有権を第三者に主張するための公示制度であり、市が所有権を確定したり、当事者間の紛争を仲裁したりするものではありません。制度申請による公告を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなります。また、公告期間内に意義申し立てがなかった場合でも、団体名義に自動的に変更されるものではなく、市から交付された証明書により、法務局へ登記申請を行う必要があります。

（1）事前準備（申請者）

- ・法務局で当該不動産等の登記事項証明書を取得して所有者を把握し、所在が判明している所有者の方から名義変更の同意を得るなどを行います。
- ・登記名義人や相続人のうち、所在が不明な方を確認します。

（2）総会の開催（申請者）

- ・規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。
- ・役員会や班長会等の省略された会議での議決は認められません。必ず総会での議決が必要となります。

案件	総会に必要な書類
①団体名義に変更しようとする（保有する予定）資産の確定	・保有（予定）資産目録
②団体名義に変更しようとする（保有する予定）資産の所有に至った経緯などの説明	・所在が判明している所有者の方から名義変更の同意を得るの取得状況 ・登記名義人や相続人のうち、所在が不明な方についての状況報告

（３）申請に必要な書類を準備する（申請者）

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・１部

⇒詳細は、49 ページの記載例を参照

- ② 特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書・・・１部

⇒水戸地方法務局取手出張所で取得してください。

取手市宮和田 1784-1 0297-83-0057

- ③上記（２）の総会で議決を得た総会議事録の写し・・・１部

※上記（２）の総会で、特例制度の申請について議決を得た総会議事録の写して、議長及び議事録署名人の署名又は記名と、押印があるもの。

- ④申請者が代表者であることを証する書類・・・１部

※認可地縁団体の代表者としての届出がすでに済んでいる場合は、市で確認書類を保存しているので提出不要です。代表者が変更になっている場合は、12 ページのⅤ－２の代表者変更の手続きを先に行ってください。

- ⑤地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる以下の書類・・・(A)、(B)、(C)すべて

証明する項目	必要な書類	
(A) 認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有し、10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していたことを証明する文書	必須	・当該不動産を実質的に所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
	用意できるものすべて	・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の公共料金の支払い領収書 ・当該不動産の閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局で取得可能） ・当該不動産の旧土地台帳の写し（〃） ・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の固定資産税の納税証明書（市役所課税課で取得可能） ・当該不動産の固定資産課税台帳の記載事項証明書（〃）
		（※上記資料の入手が困難な場合）
	必須	・入手が困難である理由を記載した書類
	用意	・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に

		でき るも のす べて 精通した方からの、認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有している旨の証言を記載した書類 ・認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有していることがわかる写真
(B) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である（又はであった）ことを証明する文書	い ず れ か	・当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員と、認可地縁団体の構成員名簿との付け合わせを行った書類（構成員名簿に記載がない方については、その理由を付記のこと） ※不動産が墓地の場合は、墓地の使用者名簿も併せて提出 （※上記資料の入手が困難な場合）
		必須 ・入手が困難である理由を記載した書類 ・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方からの、当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である（又はであった）旨の証言を記載した書類
(C) 当該不動産の登記関係者の全員（又は一部）の所在が知れないことを証明する文書	い ず れ か	・登記名義人が、登記記録上の住所に住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類（不在住証明書。登記記録上の市町村役場で取得可能） ・登記名義人の住所に宛てた配達証明付き郵便が不到着であった旨を証明する書類（郵便局） ・当該不動産の所在地についての実情に精通した方からの、登記名義人の所在が不明である旨の証言を記載した書類 （※上記はいずれも登記名義人のうち少なくとも1人分で構わない。所在不明者全員分は必要ない。）

(4) 申請（申請者）

- ・申請書類がすべて揃ったら、市役所市民協働課に提出します。

(5) 審査（市役所）

- ・提出書類の確認及び要件の審査を実施します。

(6) 公告と異議申し出期間（市役所）

- ・市役所で、この特例制度による公告申請があった旨と、その不動産の所在地や名義人等の情報、異議申し立ての方法などについて、3か月以上の期間、公告を行います。
- ・その期間中に、特例制度によって認可地縁団体に名義変更することに異議がある方は、市に異議申し出を行うことができます。
- ・異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に全て通知されます。
- ・異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁をしたり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

異議申し出に必要なもの	異議申し出先など
①申請不動産の登記移転等に係る異議 申出書 ⇒50～51 ページの様式を参照 ②当該不動産の登記事項証明書 ⇒法務局で取得できます。 ③申し出する方の住民票の写し ⇒お住まいの市町村役場で取得でき ます。	【意義申し立てができる人】 ・当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記 名義人、もしくは、これらの相続人又は当該不動 産の所有権を有することを疎明する方 【問い合わせ先】 取手市役所 2 階 市民協働課 （電話 0297-74-2141）

（7）情報提供証明の交付（市役所）

・市は3か月以上の公告期間中に異議申し出がなかった場合には、認可地縁団体名義で当該不動産の保存または移転登記をすることについて、関係者の承諾があったものとみなし、それを証明する情報提供書類を交付します。

（8）不動産の登記（申請者）

・団体名義で登記する場合には、法務局（水戸地方法務局取手出張所）での手続きが必要です。

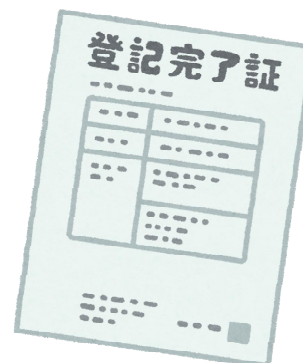
登記に際しては、

- ・（7）で交付された情報提供書類
- ・認可地縁団体の印鑑登録証明書
- ・認可地縁団体の告示事項証明書
- ・固定資産評価証明書（登録免許税算出のため。市役所2階課税課で取得）
- ・そのほか、法務局が定める書類
- ・認可地縁団体の登録印鑑
- ・登録免許税 などが必要になります。

手続きの詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・水戸地方法務局取手出張所
 取手市宮和田 1784-1
 電話 0297-83-0057



VI 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

- ①法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
 - ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
 - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合
- ②不正な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産手続開始の決定
※その債務をその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者もしくは債権者の申し立てにより、または職権で、破産手続きの開始の決定をします。
- ③認可の取り消し
- ④総会で解散の決議があった場合
※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の3／4以上の同意で解散となります。
- ⑤構成員が欠乏し相当数に満たなくなった場合
- ⑥合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

以下では、解散事由のうち、最も一般的な「④総会で解散の決議があった場合」について説明します。その他の解散事由に該当する場合は、個別にご相談ください。

例) ④総会で解散の決議があった場合

(1) 総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3／4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

●解散することについての意思決定

●清算人の確認（もしくは選任）

※基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

●残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と市長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、市に帰属することになります。

(2) 解散届出の手続き

総会での解散の議決後、解散届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地縁団体解散届出書 ⇒52 ページの記載例を参照 ②解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印があるもの	【届出をする人】 清算人 【問い合わせ先】 取手市役所 2階 市民協働課 (電話 0297-74-2141)

この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは、8 ページのⅢ—2 を参照してください。

(3) 解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問い合わせ先	収益事業なし	収益事業あり
(竜ヶ崎税務署) 龍ヶ崎市川原代町 1182-5 0297-66-1303	・ 不要	・ 法人解散の届出
(土浦県税事務所稲敷支所) 稲敷市江戸崎甲 541 029-892-6111	・ 法人解散の届出	・ 法人解散の届出
(取手市役所 課税課) 取手市寺田 5139 0297-74-2141	・ 法人解散の届出	・ 法人解散の届出

(4) 解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

・茨城県官報販売所

水戸市南町 2-6-37 木村ビル 1 階 / 029-291-5676

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると、50 万円以下の過料に処せられる場合があります。

(5) 団体の閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告（官報掲載）から 2 か月以上が必要です。この 2 か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっています短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

●決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、その承認を受けることで、清算を終了（これを清算結了といいます）します。

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点がある場合は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

・水戸地方裁判所

水戸市大町 1-1-38 / 029-224-8408

(6) 清算結了届出の手続き

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地縁団体清算結了届出書 ⇒詳細は、53 ページの記載例を参照	【届出をする人】 清算人
②清算結了の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名（又は記名）・押印があるもの	【どこで、お問い合わせ先】 取手市役所 2 階 市民協働課 (電話 0297-74-2141)

これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

記載例

(地方自治法施行規則第18条関係)

実際の申請書提出日を記入

年 月 日

取手市長 殿

団体規約に記載の名称、事務所の所在地と同じ

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称

所在地

総会議事録の写しで選出された代表者の方と同じ

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の推進及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

認可地縁団体 規約例と作成上の留意事項

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第262条の2第3項）

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

これ以外の事項に関しては、必ずしもこの規約例の通りにしなければならないというきまりはありません。各地縁団体の実情に合わせて適宜調整をしてください。

規約例	留意点
〇〇自治会（町会）規約 第1章 総則 （目的） 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 （2） 美化・清掃等区域内の環境の整備 （3） 集会施設の維持管理 （4） 〇〇〇〇 （5） 〇〇〇〇 （名称） 第2条 本会は、〇〇〇会と称する。 （区域） 第3条 本会の区域は、取手市〇〇町△番□号から×番□□号までの区域とする。	① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等、どのような表現でも差し支えありません。 ①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。 ③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。 ①地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇自治会、〇町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 （例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。 ①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等

(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別及び定数) 第9条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他の役員 〇人 (4) 監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。	て「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。 ①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。なお、認可申請時点での構成員名簿に掲載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解されます。 ②第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 ①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。 ②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。 ③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ①必ず会長を1人置く必要があります。 ②規約例第11条第2項の関連で、副会長を置く事を強く推奨します。 ③その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④監事は1人又は複数人置くことが適当です。 ①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという中立的な立場を保持するために役職上避けることが好ましいです。
--	---

(役職の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。	①法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使えなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ②会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 ①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保上問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4～5年程度にするのが適当です。 ②役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。 ①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律に
--	---

項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。 ①総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。第21条で表決権を世帯で1票としている場合には、「会員」の表記を「表決権を有する会員」といった表記にすることも考えられます。(以下第16、20、36、37、38条に同じ) ②定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ①定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ②議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ③「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。 ④「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。
--	---

(会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、(例1)会員の所属する世帯の会員数分の1とする。(例2)会員の所属する世帯につき1箇とする。 (1) ○○○ (2) ×××	①表決権は、会員1人1票を原則とします。 ②未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ①この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。 ②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。 ③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られるのが一般的です。 一般的には、規約変更、財産処分、解散の議決、代表者や監事の選任などに同項を適用することは、好ましくありません。
(総会の書面表決等) 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は書面をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。	①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。電磁的方法は、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。
(総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者	①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

及び表決委任者を含む) (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名(又は記名)押印しなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。	①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。
---	--

(役員会の議長) 第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第 6 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入 (資産の管理) 第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。	①「財産目録」は設立時及び毎年 1 月から 3 月までに作成して、常に事務所に備え置く必要があります。 ①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。 ①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4 分の 3 以上の議決）により行うことが適当と考えられます。 ①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。
---	--

(事業計画及び予算) 第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。 第 7 章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、取手市長の認可を受けなければ変更することはできない。	①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後 3 か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第 16 条第 1 項のように通常総会を年度終了後 3 か月以内に 1 回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第 2 項のように定めておくことが適当です。 ①会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとか、1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までとする例が多いと思われます。 ①規約の変更は、法第 260 条の 3 第 1 項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。 ②議決数の「4 分の 3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。 ③規約の変更については、法第 260 条の 3 第 2 項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。
--	--

(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。	①解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消 ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 エ 会員（構成員）の欠亡 オ 合併により消滅する場合 ②ア、イ、エ、オの事由による場合は、当然に解散することとなります。 ③ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。
(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	①法第260条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 ②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。
第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。	①規約施行上の細則等を定めることについて

(委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。 附則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。	は、会長、又は役員会等に委任する旨、総会の議決を経ることが望ましいです。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。 ①認可後に認可年月日を記入します。 ②なお、「取手市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 ①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 ①上記に同じ
---	---



〇〇年度〇〇町内会総会議事録 記載例

1. 日時 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分

2. 場所 〇〇〇町内会集会所

3. 現在の会員数 〇〇〇名

4. 出席者 〇〇〇名（うち委任状提出者 〇〇名）

5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇町内会規約第 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、____時開会された。

_____町内会長のあいさつにつづき、町内会規約第 条の規定に基づき、議長としてが選出され、町内会規約第____条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

(1) 第1号議案 地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について

(2) 第2号議案 〇〇〇について

・

・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

現在の町内会に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、町内会長より提案された。新規約（案）、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、賛成多数で次のとおり可決した。

① _____を代表者として、地縁による団体の認可申請を行う。

② 別添の規約を、認可地縁団体の認可日より施行する。

③ 会員は町内会則に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会した者とする。

④（資産を保有する場合のみ）町内会保有（又は保有予定）の不動産は 〇〇番地の集会所及びその土地（もしくは別紙のとおり）とする。

(2) 第2号議案

・

・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇町内会総会の議事として作成し、署名（又は記名）押印する。

年 月 日

議 長 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

〇〇 町会構成員名簿

構成員(会員)総数 〇〇〇名

年

月

日現在

番号	住 所	氏 名	番号	住 所	氏 名
1	取手市寺田5-139番地	〇〇 〇〇	26		
2	取手市寺田5-139番地	〇〇 □□	27		
3	取手市寺田5-139番地	〇〇 ◇◇	28		
4	取手市寺田5-144番地3	▲▲ ◎◎	29		
5	取手市寺田5-144番地3	▲▲ ◆◆	30		
6	取手市寺田5-144番地3	▲▲ ●●	31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

名簿搭載者数

人

(累計

人)

記載例

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称 ○○○自治会

地縁による団体の事務所の所在地 取手市○○1丁目2番地3号

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

(認可申請の場合) 実際の申請書提出日かそれ以前の日付を記入
(代表者変更の場合) 新代表者の就任日(変更日)の日付を記入

年 月 日

住 所

氏 名

代表者(新代表者)の署名

代理人の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会

代表者名

〇〇 〇〇

I 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏 名

住 所

(2) 無

下記に該当する代理人が指定されている場合のみ「有」に○をつけ、代理人氏名と住所を記載。いない場合は「無」に○をつける。

※ 「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会

代表者名

〇〇 〇〇

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

下記注釈に該当する裁判所からの執行停止処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ、それ以外は「無」に○をつける。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

住所

(2) 無

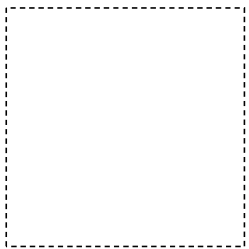
下記注釈に該当する裁判所から職務代行者選任処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ職務代行者の氏名と住所を記載、それ以外は「無」に○をつける。

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。
該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

様式第 1 号(第 8 条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書		
取 手 市 長 殿		
年 月 日		
登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	代表者等の登録資 格	
	代表者等の氏名	印
	代表者等の生年月 日	年 月 日
	代表者等の住所	
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。 申請者 ☐ 本 人 住 所 ☐ 代理人 氏 名 (注意事項) 1 この申請は、本人自らが手続を行ってください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。 3 氏名の次には、市町村(特別区を含む。)において登録されている個人の印鑑を押印してください。申請に当たっては、発行後 3 月以内の個人の印鑑の印鑑証明書を添付してください。 4 代表者の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。		

様式第 5 号(第 8 条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書		
取 手 市 長 殿		
年 月 日		
登録されている 認可地縁団体印 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	代表者等の登録資格	
	代表者等の氏名	
	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	
上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。		
申請者 ☐ 本人 住所 ☐ 代理人 氏 名		
(注意事項) 1 この申請書は、本人自ら手続を行ってください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。 2 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。		

(地方自治法施行規則第21条関係)

年 月 日

取手市長 殿

住 所

氏 名 (印)

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により証明書の交付を請求します。

記

1 団体の名称

2 団体の事務所の所在地

3 証明書 通

4 代表者等の住所の表示の申出の有無 有 無

(地方自治法施行規則第22条関係)

年 月 日

取手市長 殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及びその理由（記載例）

第4条 本団体の事務所を、「〇〇〇〇〇」から、「〇〇〇△□〇〇〇」に変更する。

【理由】〇〇〇〇のため

第9条第1項の末尾に「〇〇のため〇〇〇〇〇」を加える。

【理由】〇△□により、〇〇の〇〇〇〇の規定を設ける必要が生じたため

第11条に以下の第2項、第3項を加える。

「2 〇〇□は、〇△から選出する。

3 〇〇の〇〇〇〇は△〇□とする。」

【理由】△□により、従来から実施している〇〇〇〇〇〇を明文化したため

・
・
・

〇〇年度〇〇町内会総会議事録 記載例（規約変更の場合）

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分

2. 場所 〇〇〇町内会集会所

3. 現在の会員数 〇〇〇名

4. 出席者 〇〇〇名（うち委任状提出者 〇〇名）

5. 欠席者 〇〇名

規約第 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、____時開会された。

規約第 条の規定に基づき、議長として_____が選出され、規約第____条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

（1）第1号議案 認可地縁団体の規約変更について

（2）第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

（1）第1号議案

認可地縁団体の以下の規約変更について、協議の結果、賛成多数で議案のとおり可決した。

- ・第4条 本団体の事務所を、「〇〇〇〇〇」から、「〇〇〇△□〇〇〇」に変更する。
- ・第9条第1項の末尾に「〇〇のため〇〇〇〇〇」を加える。
- ・第11条に以下の第2項、第3項を加える。

「2 〇〇□は、〇△から選出する。

3 〇〇の〇〇〇〇は△〇□とする。」

・
・

（2）第2号議案

・
・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇町内会総会の議事として作成し、署名（又は記名）押印する。

年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

記載例

(地方自治法施行規則第20条関係)

実際の届出書提出日を記入

年 月 日

取手市長

殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

実際の届出書提出日時点の
代表者が届出

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

告示事項のうち、変更のあった（ある）
部分について、新旧で併記

1 変更があった事項及びその内容

(※代表者変更の場合)

代表者 (新) 取手 太郎 取手市〇〇1234番地

(旧) 藤代 花子 取手市〇〇5432番地

(※事務所の住所変更の場合など)

事務所の所在地 (新) 取手市〇〇1234番地

(旧) 取手市〇〇5432番地

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

実際に上記の変更があった（ある）日

3 変更の理由

〇〇町内会の代表者変更のため

〇〇町内会の代表者変更に伴う事務所所在地の変更のため

〇〇年度〇〇〇町内会総会議事録 記載例（代表者や告示事項の変更の場合）

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分

2. 場所 〇〇〇町内会集会所

3. 現在の会員数 〇〇〇名

4. 出席者 〇〇〇名（うち委任状提出者 〇〇名）

5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇町内会規約第 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、____時開会された。

町内会規約第 条の規定に基づき、議長として_____が選出され、町内会規約第____条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

（1）第1号議案 認可地縁団体の告示事項の変更について

（2）第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

（1）第1号議案

認可地縁団体の以下の告示事項について、協議の結果、賛成多数で議案の通り可決した。

（※代表者変更の場合）

・代表者を、〇〇年〇〇月〇〇日より取手太郎とする。

（※事務所の住所変更の場合など）

・事務所の所在地を、〇〇年〇〇月〇〇日より取手市〇〇1234番地にする。

・
・

（2）第2号議案

・
・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇町内会総会の議事として作成し、署名（又は記名）押印する。

年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

様式第 3 号(第 8 条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書		
取 手 市 長 殿		
年 月 日		
廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	代表者等の登録資格	
	代表者等の氏名	印
	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	
廃止の理由		
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。 申請者 ☐ 本人 住所 ☐ 代理人 氏 名		
(注意事項) 1 この申請は、本人自らが手続を行ってください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。 2 代表者の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。		

記載例

(地方自治法施行規則第22条の2の5関係)

年 月 日

取手市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとするもの）
 記 特例制度による申請を行う不動産について記入

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

法務局で取得した登記事項証明書をもとに、申請不動産の登記簿上の表題部所有者または所有権の登記名義人の情報を記入。書ききれない場合は別紙参照とすることが可能。

(別添書類)

1 申請不動産の登記事項証明書

2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

3 申請者が代表者であることを証する書類

4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(地方自治法施行規則第22条の3関係)

年 月 日

取手市長 殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

記載例

年 月 日

実際の届出書提出日を記入

取手市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

団体認証を一番最初に受けた
ときの日付と告示番号を記入

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、 年 月 日（ 告示第
号）付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添
書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称 ○○○自治会

規約と同じ内容を記入

2 区域 ○○○1丁目から4丁目までの全域

3 主たる事務所の所在地 取手市○○○1丁目2番3号

4 清算人の氏名及び住所

氏名 取手 太郎

住所 取手市○○○3丁目4番5号

選任された清算人の氏名及び
住所を記入

5 解散事由（地方自治法第 260 条の 20 に規定のいずれか）

総会の決議による

地方自治法第 260 条の 20 に規定

記載例

実際の届出書提出日を記入

年 月 日

取手市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清算人が届出

認可地縁団体清算結了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が結了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

清算の内容を記入。書ききれない場合は、添付する「議事録の写しを参照」等で可

2 清算結了年月日

実際に総会で清算結了の決議を受けた日を記入

※囲み部分・・・地方自治法

それ以外・・・（特に記載がない場合は）地方自治法施行規則

第260条の2

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(2)前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- 四 規約を定めていること。

第18条

地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- (2)前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。（省略）

第18条の2

（省略）

第18条の3

市町村長は、地方自治法第260条の2第1項の認可を行ったときは、認可地縁団体ごとに、次に

掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。

- 一 名称
- 二 規約に定める目的
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 代表者の氏名及び住所
- 六 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 認可年月日
- 十 台帳を起こした年月日

(2) (省略)

(3) (省略)

(4)市町村長は、認可地縁団体が解散したとき（破産及び合併による場合は除く。）は、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

- 一 清算人の氏名及び住所並びに就任年月日
- 二 解散事由
- 三 解散年月日

(5)市町村長は、認可地縁団体の清算が終了したときは、清算終了年月日を第1項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

(6)市町村長は、地方自治法第260条の39第3項の認可を行つたときは、次に掲げる事項を第1項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(7)認可地縁団体は、前各項に掲げる事項（次条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、当該事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、

当該届出に係る事項について、第1項の台帳に記載するものとする。

(8)第1項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

(3)規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

(4)第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

(5)市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

(6)第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

(7)第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(8)認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(9)認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

(10)市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

第19条

地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で前条第1項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

1 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合

前条第一項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第8号及び第9号に掲げる事項

(2)（省略）

(3)（省略）

4 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。） 前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号まで及び第4項第1号に掲げる住所と同一の場合は、そ

の住所を除く。)並びに同項に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。)

5 清算結了の場合 前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項、同項第4号の事項(同項第5号から第7号まで及び第4項第1号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第1号の事項(清算人の氏名に限る。)並びに同条第5項の事項

6 前2号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第1項各号(同条第2項又は第3項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる事項

ニ 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

三 市町村長は、第1項の告示を行つたときは、前条第1項第1号から第7号まで及び第4項各号に掲げる事項並びに同条第5項の事項の告示年月日を同条第1項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第1号から第4号まで、同条第4項第2号及び第3号並びに第5項においては、この条第1項第1号の告示を行つた場合を除くものとする。

(11)認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

第20条

地方自治法第260条の2第11項 に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

3 地方自治法第260条の2第11項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第18条の3第1項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一 名称に変更があつた場合 名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

ニ 主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ 規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ 規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ 行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三 代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ 変更の原因

ロ 当該原因が発生した年月日

四 規約に定める目的を変更した場合 目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五 区域を変更した場合 区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

(12)何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

第21条

地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第18条の3第1項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

- 一 代表者又は代表者であつた者の住所
- 二 裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所
- 三 代表者の代理人又は代理人であつた者の住所
- 四 清算人又は清算人であつた者の住所
- 五 主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

3 前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二第十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

(13)認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

(14)市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

(15)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(16)認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

(17)認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3

認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(2)前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第22条

地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

(2)前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の4

認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

(2)認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5

認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14

認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

(2)総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。

ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18

認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

(2)認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

(3)前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ）により表決をすることができる。

(4)前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第22条の2

地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線

を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(2)前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第260条の19

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

(2)この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

(3)この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

(4)総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第12条の2の2

地方自治法第123条第3項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号イに規定する電子署名とする。

第260条の20

認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21

認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22

認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

(2)前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27

認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

(2)清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28

認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

(2)前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

(3)認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

ない。

(4)第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29

前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30

清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(2)清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

(3)前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(4)第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31

解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

(2)規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

(3)前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32

認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(2)裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第260条の35

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37

裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(2)前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39

認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(2)前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(3)合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(4)第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第18条の2

地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

二 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地

縁団体の総会で議決したことを証する書類

三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

五 合併しようとする各認可地縁団体の規約

六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。(省略)

第260条の40

認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(2)認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41

債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

(2)債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(3)合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第22条の2の3

地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。(省略)

第260条の42

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事

務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44

市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

(2)認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(3)合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

(4)第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

(5)第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する

第22条の2の4

地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、第18条の3第1項の台帳に記載した事項のうち同条第6項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第8号から第11号までに掲げる事項とする。

第260条の45

市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

一 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

(2)前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

(3)前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属す

る。

(4)前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46

認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成26年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人またはこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部または一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

第22条の2の5

地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

(2)前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。（省略）

(2)市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者または当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下ってはならない。

第22条の3

地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人または申請不動産

の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者」という。）である旨

- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(2)前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書で申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(3)前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。（省略）

(3)前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

(4)市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

第22条の4

地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(2)前項の書面の様式は、別記のとおりとする。（省略）

(5)第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地

縁団体に通知するものとする。

第22条の5

地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

(2)前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。(省略)

第260条の47

不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

(2)不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48

次の各号のいずれかに該当する場合46は、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

取手市内の認可地縁団体一覧

認可地縁団体名	認可年月日、告示番号
渋沼区自治会	平成 14 年 2 月 1 日、藤代町告示第 13 号
戸田井第三班自治会	平成 15 年 8 月 1 日、取手市告示第 123 号
光風台自治会	平成 16 年 4 月 21 日、藤代町告示第 17 号
浜田区自治会	平成 16 年 8 月 11 日、藤代町告示第 28 号
上萱場仲・東栄区自治会	平成 16 年 10 月 25 日、藤代町告示第 34 号
大曲区自治会	平成 16 年 10 月 29 日、藤代町告示第 37 号
配松地区自治会	平成 16 年 11 月 1 日、藤代町告示第 39 号
新取手自治会	平成 21 年 3 月 6 日、取手市告示第 29 号
青柳東自治会	平成 22 年 11 月 4 日、取手市告示第 201 号
南町町会	平成 22 年 11 月 16 日、取手市告示第 206 号
戸頭町会	平成 23 年 10 月 27 日、取手市告示第 204 号
和田町内会	平成 24 年 6 月 12 日、取手市告示第 124 号
双葉自治会	平成 24 年 11 月 12 日、取手市告示第 207 号
桜が丘自治会	平成 25 年 4 月 1 日、取手市告示第 91 号
青柳南町内会	平成 25 年 6 月 5 日、取手市告示第 114 号
貝塚自治会	平成 27 年 3 月 6 日、取手市告示第 26 号
大留和光会	平成 27 年 4 月 14 日、取手市告示第 79 号
駒場団地自治会	平成 29 年 4 月 17 日、取手市告示第 105 号
ときわ台自治会	令和 5 年 7 月 1 日、取手市告示第 201 号

【発行】（令和 8 年 10 月現在）

茨城県取手市 総務部 市民協働課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

電話番号：0297-74-2141

FAX 番号：0297-73-5995

電子メール：s-shien@city.toride.ibaraki.jp